

## 評価調書(県総合評価調書)

### 【評価の基準】

- (1)多様化・高度化する県民ニーズや社会経済情勢等の変化への的確な対応
- (2)厳しい財政状況を踏まえた簡素で効率的な事業展開
- (3)県の財政的、人的関与の適正化による主体的・機動的な団体運営
- (4)役員体制の適正化による自律的かつ効率的な組織運営
- (5)積極的な情報提供の推進による団体に対する県民の理解と信頼の促進

### 1. 評価結果(個別観点)

観 点	評価内容		評 価		
団体のあり方	<p>土地開発公社は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成等を行うため、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、昭和48年、県が全額出資、設立した特別法人である。本県の財政健全化に向けた取組の一環として公共事業費の大幅な削減が続くなが、公社の経営環境は厳しい状況にあるが、公有地取得業務は公共事業における円滑な用地取得を行う上で必要であることから引き続き公社で実施する。</p> <p>公社業務の方向性、組織体制については引き続き検討していく必要がある。</p>		B		
組織運営	<p>県議会行革特別委員会などからの指摘を受けて、平成16年7月に住宅供給公社との管理部門の統合や土地造成事業部門の縮小を実施した。併せて、役員(11人)全員を両公社併任として効率化を図っている。今後も「機構」内部で組織の効率化に努める必要がある。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">県の人的関与について</td> <td style="width: 85%;">           県議会行革特別委員会などからの指摘を受けて、平成16年7月に役員構成を見直し、今後の事業展開を考慮した上で、民間・市町村から役員を採用した。            なお、公有地取得事業等、県からの依頼に基づく事業が大半を占めることから、県職員が役員に就任しているが、その関与は最小限に留めている。         </td> </tr> </table>		県の人的関与について	県議会行革特別委員会などからの指摘を受けて、平成16年7月に役員構成を見直し、今後の事業展開を考慮した上で、民間・市町村から役員を採用した。 なお、公有地取得事業等、県からの依頼に基づく事業が大半を占めることから、県職員が役員に就任しているが、その関与は最小限に留めている。	B
県の人的関与について	県議会行革特別委員会などからの指摘を受けて、平成16年7月に役員構成を見直し、今後の事業展開を考慮した上で、民間・市町村から役員を採用した。 なお、公有地取得事業等、県からの依頼に基づく事業が大半を占めることから、県職員が役員に就任しているが、その関与は最小限に留めている。				
事業実績	<p>ソフトビジネスパーク島根で2件の分譲契約を締結するなど、長期保有地の処分について着実に成果をあげることができた。</p> <p>公有地取得事業、あっせん等事業について、依頼された事業は全て適正に実施し、一定の成果が認められる。</p> <p>公共事業を取り巻く環境の厳しい状況は続いため、より効率的な執行に努める必要がある。</p>		B		
財務内容	<p>退職者の不補充、再雇用の活用、住宅供給公社との管理部門の統合並びに事務所移転等によるコスト縮減を図ってきた結果、令和5年度決算においても経常利益の黒字を維持することができた。今後も厳しい経営環境にあるため、引き続き経費の削減に努める必要がある。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">県の財政的関与について</td> <td style="width: 85%;">           県の事業を補完することが団体の設立目的であることから、公有地取得事業に対する貸付金や委託料など、自ずと県の財政的関与は高いものとなっている。         </td> </tr> </table>		県の財政的関与について	県の事業を補完することが団体の設立目的であることから、公有地取得事業に対する貸付金や委託料など、自ずと県の財政的関与は高いものとなっている。	A
県の財政的関与について	県の事業を補完することが団体の設立目的であることから、公有地取得事業に対する貸付金や委託料など、自ずと県の財政的関与は高いものとなっている。				

評価の目安 A:良好である B:ほぼ良好である C:やや課題がある D:課題が多い

### 2. 総合評価

課題の内容等	今後の方向性	評価コメント
団体の経営評価報告書における総合評価について	公社業務の方向性	中期財政運営方針(R2~R6)では、公共事業費について、国土強靭化対策は国の予算を最大限活用すること、その他事業はR元年度の水準を維持すること等が示されており、公拡法に基づく公有地取得業務(用地先行取得)の実施機関としての存在意義は依然認められる。 公社業務の方向性、組織体制については、引き続き検討していく必要がある。
	組織運営の見直し	住宅供給公社との平成16年度の管理部門統合及び平成26年度の土木部門統合、また再雇用の活用・セクションの統廃合等により、組織のスリム化と効率化に努めている。今後の適正な事業執行のために必要となる組織体制とその整備手法については、県の用地取得のあり方検討結果を踏まえ、収支バランスや職員構成、直轄事業を含めた公共事業の動向も考慮し、県との協議・調整を継続的に行い段階的に構築していきたい。
総合コメント		同 上
<p>公共事業費の減少等により、平成10年度以降、ほぼ毎年損失を出していたが、退職者不補充、再雇用職員の採用、住宅供給公社との管理部門の統合並びに事務所移転等のコスト削減等、組織及び事業執行の効率化、経費の節減により経常収支を改善させ、平成21年度決算において経常利益が黒字転換して以来、15年連続で黒字を維持していることは評価できる。</p> <p>益田拠点工業団地(益田市内)及びソフトビジネスパーク島根(松江市内)の両県営工業団地の整備については、県の産業振興施策により公社が土地造成事業として実施したものであるが、令和6年7月1日現在、益田拠点工業団地の分譲率はリースを含めて約42.9%、ソフトビジネスパーク島根のそれが約81.0%であるなど、分譲が完了するにはなお時間を要する状況にある。そのため、長期借入金の一部を土地開発基金から短期貸付するなど、利子抑制の措置を講じているが、引き続き企業誘致を強力に展開し、分譲を促進する必要がある。</p>		